

令和6年度事業計画

自 令和6年7月 1日
至 令和7年6月30日

基本方針

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されてから1年以上が経過し、国民の行動も以前の勢いを取り戻したように感じられる昨今です。本年4月1日に相続登記の申請が義務化され、また、令和8年4月1日には所有者の住所等の変更登記申請義務化が施行されます。このように我々を取り巻く環境が変化していく中、今後の土地家屋調査士の存続、発展を真剣に考える時期に来ているように思えます。

さて、本年度の14条地図作成業務の入札については、昨年度に引き続き、北九州市では一者落札できましたが、福岡市では他者との競合の結果落札できませんでした。

法務局地図作成事業は、現行の地図整備計画が令和7年3月に終了し、同年4月から次期10か年計画が始まります。次期地図整備計画では、事業類型を「防災・まちづくり型」、「大都市特化型」、「被災地域復興型」、「局所混乱型」に分けて実施するとされており、新たな10か年計画により当協会の14条地図作成業務の受注が増えることを大いに期待するところであります。

また、南部地区において、令和6年度から試行的に官民境界確認補助業務を受託する予定となっております。このような新しい業務の拡大を始めとして、ますます業務推進に邁進していく所存であります。

他方、当協会の社員数は現在290名前後と公益社団法人設立時から大きく減少し、高齢化も進んでいることから、新入社員を増やすために事業実績を上げる工夫をする一方で、役員選出が困難な区域については組織の見直しを検討する時期に来ています。具体的には、地区役員・委員の設置基準の見直しや、昨年度実施した直方区域と北九州区域の合併と同様に区域の合併を検討します。

我々は、これら組織の見直しと並行して、協会運営の合理化に取り組むとともに業務推進に力を入れてまいります。

以上の基本方針を踏まえた今年度の事業計画の詳細は以下の通りです。

令和6年度重点施策

- 1 安全かつ確実なシステム移行の計画および作業
- 2 協会の現状に即した合理的な組織とするための改編
- 3 研修会等を通じての社員の意識向上及び官公署への協会業務の普及啓発
- 4 県及び市町村への災害支援事業の推進

- 5 財務の安定を目指した方策の研究及び実施
- 6 新たな特定費用準備資金についての研究
- 7 業務管理システムの状況報告記載内容の充実を周知徹底
- 8 積極的な業務推進

各部会における具体的活動

1 総務部

(1) デジタル化社会への対応

- ア Windows 10サポート終了に伴うシステム移行作業を滞りなく行う。
- イ 巧妙化するコンピューターウイルスの最新情報を収集し万全の対策を講じる。
- ウ サイバーセキュリティリスクに関して周知徹底を図る。

(2) 関係団体主催講習会への参加

- ア 公益法人運営に関する最新情報を、講習会に参加して収集する。
- イ 公益法人認定法の一部改正について理解を深め、運営体制の充実を図る

(3) 業務管理システムの保守・管理・研究

- ア 適切な管理作業を行い、不具合が発生した場合は速やかに対応する。
- イ 一層の利活用について、どのような可能性があるか研究する。

(4) ホームページの保守管理

- ア 最新の情報に随時更新を行う。改修の必要があれば対応を検討する。
- イ 効率的な運用のため、管理体制に改善の必要があれば検討する。

(5) インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究

- ア ビジネスツールを安全かつ効率的に利用するための研究を行う。

(6) 組織改編の研究

- ア 役員および地区委員選出の負担軽減を図るために具体的な検討を行う。

(7) 諸規則の検討・見直し

- ア 組織改編に伴い諸規則改正が必要となる箇所を確認する。
- イ 諸規則の内容を確認し、不合理なものがあれば見直しを検討する。

(8) 協会事務局・地区事務所の運営管理

- ア 情報の共有化を深め、適切かつ円滑な協会運営ができるように努める。
- イ 労働基準法ほか各種法令等に基づき、働きやすい職場環境づくりに取り組む。
- ウ ハラスメント防止対策に取り組む。

(9) 新入社員研修会の企画・運営

- ア 公益社団法人組織の一員としての自覚を持つため、研修会を実施する。

(10) 受託業務実績の社員への配布

- ア 定時社員総会の際に配布する。

(11) 適正委員会

- ア 収集したリスク情報を分析調査して、リスク発生防止に努める。
- イ 緊急事態が発生した場合は、諸規則に基づき適切に対応する。

ウ コンプライアンスを徹底するために必要な方策について検討する。

2 業務部

(1) 公共嘱託登記に係る受託業務

ア 官公署等からの依頼を受けて、不動産登記に係る土地又は家屋に関する調査、測量等を行うとともに、嘱託登記を代理する。

(2) 地図作成の促進等に係る受託事業

ア 地籍調査事業等に係る調査・測量等に携わる。

イ 不動産登記法第14条地図作成事業等に携わる。

(3) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業

ア 不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な処理に寄与する為、官公署及び一般市民に対する協会業務の啓発活動を行う。

(4) 地図混乱地区・未登記道路等の情報提供事業

ア 地図混乱地区・未登記道路等の情報を官公署等へ提供する。

(5) 災害支援事業による地域支援

ア 県及び市町村への災害支援事業の推進を図る。

(6) 業務処理

ア 報酬額運用基準の研究を行う。

イ 成果品及び納品報告要領の研究を行う。

ウ 業務処理における事故対応の検討を行う。

(7) 地区の業務推進委員・成果品管理委員の指導

(8) 研修

ア 研修制度の研究及び研修事業の企画運営並びに協会の普及啓発を行う。

イ 公益目的事業の企画・運営・研究を行う。

(9) 業務推進

ア 発注実績がない官公署に対する業務推進を強化し、新たな発注先の官公署の開拓及び新たな業務の研究を行う。

3 経理部

(1) 公益法人会計基準に基づく適正・迅速な事務処理

(2) 予算の効率的な執行、財務安定運営のための方策及び次年度予算の検討

(3) 会計事務に関する規則・規程の検討

4 業務管理委員会

(1) 業務管理に関する規則・規程の検討

ア 運営の適正な合理化を検討し、必要があれば改正案を提案する。

(2) 地区業務管理委員会への助言及び指導

ア 従たる事務所業務管理規程第2条各号の運用を徹底する。

- イ 工程管理者の選任方法及び工程管理報告の徹底を行う。
- (3) 業務管理システムにかかる運営方法の検討
 - ア 状況報告記載内容の充実を周知徹底する。
 - イ 年度内業務について管理を徹底する。
- (4) 社員の資質向上のための対応
 - ア 公益法人社員として責務の重要性を協会内に浸透させるための方策を関連部署と協力し、提案する。